

令和7年1月29日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における  
点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の  
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年10月26日（土）から11月24日（日）までの期間において、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を改正する告示（公布予定の名称としては、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を改正する告示（公布予定の名称としては、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※34 の個人・団体から合計 68 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<b>(1) 1. 防火設備定期検査告示の一部改正</b>		
1.	現行では特定建築物定期調査において実施している常閉防火扉に係る調査項目を、防火設備定期検査へ移動する今般の改正について、当該項目の移動がなぜ定期調査・検査等の合理化に資すると言えるのか。	ご指摘の項目に関して、現行では防火扉の運動エネルギー・閉鎖力と作動の状況について、「常閉防火扉」については特定建築物定期検査で実施し、常閉防火扉と比較して構造が複雑な「随閉防火扉」については防火設備定期検査で実施することが求められている中、今回の改正により、随閉防火扉のみならず常閉防火扉についても防火設備定期検査においてまとめて検査を実施することを可能とすることが可能となるため、別々に実施する場合と比較して、定期調査・検査全体の業務効率の向上に資するものと考えております。
2.	本告示案は令和7年7月1日施行予定とのことだが、今回の定期報告制度の見直しに伴い、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）で定める様式を改正する予定はあるか。	施行規則の様式の改正については、現時点では予定しておりません。
3.	防火設備定期検査における常閉防火扉の検査周期について、施行規則第6条第1項の「国土交通大臣が定める検査の項目」を新たに定める改正を行う	ご認識の通りです。

	<p>とのことだが、報告の具体的な時期は1年から3年までの間で特定行政庁により決定されるのか。</p> <p>また、特定行政庁が常閉防火扉に係る項目の報告について3年の間隔をおいた時期と定めた場合について、3年に1回全数検査・点検するパターンと、3年間で全数検査・点検するパターンの双方が考えられるが、いずれのパターンにするかは建物所有者等の判断によると考えてよいか。</p> <p>上記のいずれの場合においても、報告は特定行政庁が3年の間隔をおいて定めた時期に行えば足り、常閉防火扉の報告の時期以外に届け出る検査結果表については、常閉防火扉の項目に係る欄は空欄のままよいという認識でよいか。</p>	
4.	各階平面図に防火区画を明示し、建築設備等定期検査や防火設備定期検査で活用することとなっているが、確認申請当初の図面のない既存建築物にて防火区画の位置を明示することは難しい。	設計図書等がない場合は、将来的にも必要になる場合があるため、所有者等へ図面の作成を依頼してください。
5.	施行日前の令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間に既に防火設備定期検査を行っている場合は、改正後間もない令和7年度中に、改めて特定建築物定期調査から移動することになる常閉防火扉の検査を実施する必要はあるのか。	不要です。
6.	常閉防火扉のみ設置されている建築物については、現行では特定建築物定期調査においてのみ定期調査・検査等の対象となっていたが、今回の改正により防火設備定期検査の対象となるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
7.	特定建築物定期調査及び防火設備定期検査の対象となる「防火区画に設ける防火設備」とは、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）に定める構造方法を用いる防火設備のこと	ご認識の通りです。 なお、定期報告の対象となる防火設備については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第16

	を指していて、そのいずれも対象という認識でよいか。	条第3項第2号及び改正前の平成28年国土交通省告示第240号第3各号に規定する建築物に設けるものを対象としていることを申し添えます。
8.	建物所有者の負担軽減の観点から、防火設備定期検査において1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に定期検査の報告をする項目（施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目）として、新たに常閉防火扉に係るものを定めていただきたい。	防火設備定期検査において、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に定期検査の報告をする項目（施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目）として、新たに常閉防火扉に係るものを定める改正を行います。
9.	特定建築物定期調査から防火設備定期検査へ移動した常閉防火扉に係る検査項目について、特定建築物定期調査において、平成20年告示第282号第2の規定による調査項目の付加を行っている場合、防火設備定期検査における当該検査項目を省略できるようにしていただきたい。 また、従前の調査結果表及び検査結果表と同様の内容を特定行政庁が規則で定める場合は、従前の調査結果表及び検査結果表を使用して差し支えないこととしていただきたい。	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、特定行政庁が、平成20年告示第282号第2の規定により、特定建築物定期調査から防火設備定期検査へ移動した常閉防火扉に係る検査項目について特定建築物定期調査の項目に付加した場合には、防火設備定期検査における当該常閉防火扉に係る検査項目を省略することが可能です。 また、調査結果表及び検査結果表の取扱いについて、今後、事務連絡を発出する予定です。
10.	今般、3年以内ごとに点検を行うと国土交通大臣が定める項目として、常閉防火扉に係るものを新たに規定する改正を行うとのことだが、本告示案の施行前から存する常閉防火扉について法第12条第4項の規定に基づき行われる国の機関の長等による建築設備等の点検については、告示施行日以降3年以内（令和10年6月30日まで）に最初の点検を実施すればよいという認識でよいか。	ご認識の通りです。 なお、法第12条第4項の規定に基づき、安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして期間を定めているところ、可能な限り前回の特定建築物定期調査における常閉防火扉に係る点検から3年以内に最初の点検を行うことが望ましいという点についても申し添えます。
11.	1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に定期検査における報告をする項目（施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査	同様に扱うことはできません。 1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に報

	の項目)として、新たに常閉防火扉に係るものを定める改正を行うとのことだが、随閉防火扉等の他の防火設備定期検査のタイミングも同様に取り扱うことは可能か。	告をするものとして今回新たに規定するものは、常閉防火扉に係る検査項目のみであり、随閉防火扉については引き続き半年から一年の間隔をおいて特定行政庁が定める時期に報告を行う必要があります。
12.	特定建築物定期調査から防火設備定期検査へ移動する常閉防火扉の検査項目のうち、昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第一号口に規定する基準への適合状況を検査する項目について、「3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる」とする規定は防火設備定期検査においても引き続き規定されるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
13.	防火設備定期検査において、平成 28 年告示第 240 号第 3 第 2 号に規定する病院、診療所及び高齢者等の就寝用途に供する部分の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える建築物について、今回の改正により常閉防火扉が新たに検査の対象となるが、防火設備定期検査の負担が増大するため、当該検査の対象からは外していただきたい。	防火設備定期検査に係る負担も踏まえ、現行の平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 3 第 2 号に規定する病院、診療所及び高齢者等の就寝用途に供する部分の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超える建築物の常閉防火扉については、引き続き防火設備定期検査の対象とはしないこととします。
14.	常閉防火扉の検査周期の見直しについて、「国土交通大臣が定める検査の項目に常閉防火扉を追加する」旨を、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示 723 号）に新たに規定するという認識でよいか。	ご認識の通りです。
15.	今般の改正（前回の告示改正を含む。）により、常閉防火設備の報告数が大きく増加すること（対象は主要なものに限定されるが、報告数自体は増大する。）ことで、行政庁において定期調査・検査等における対象となる防火設備の台帳整備等の負担が増大すると想定されるが、定期報告制度の合理化	法第 12 条第 8 項の台帳整備については、各特定行政庁の業務として効率的に実施することが重要であり、定期調査・検査に係る業務だけでなく、他の業務においても電子化を進めることで、業務の効率化が図られるため、各行政機関において、設備

	<p>のためにどのように対応していく方針か。</p>	<p>投資を行い、システム整備を行うことが考えられます。</p> <p>国としては、現在、全ての指定確認検査機関又は特定行政庁で利用可能な電子申請受付システムを令和7年4月1日運用開始に向けて開発中です。</p> <p>本システムは建築確認手続を電子化することを主目的とするものですが、令和7年度以降も、本システムの機能拡張を随時進める予定でいます。</p> <p>その一環として定期報告の受付についても検討しているところであり、建築確認等の物件データと定期報告の届出とのデータの紐づけが容易になるとともに、届出の電子受付についても容易になるものと考えております。</p>
16.	<p>今回の改正により防火設備定期検査に移動した常閉防火扉の検査は、改正後も引き続き建築物調査員による検査が可能か。</p>	<p>防火設備定期検査における常閉防火扉に係る項目については、改正後においては建築物調査員による検査を実施することはできません。</p> <p>なお、特定行政庁が平成20年国土交通省告示第282号第2の規定により常閉防火扉に係る項目を付加している場合は、建築物調査員が実施することとなります。この場合においては、特定建築物定期調査において調査を行う当該項目について建築設備等検査員により検査を実施することはできません。</p>
17.	<p>今回の改正により、特定建築物定期調査から防火設備定期検査に常閉防火扉に係る項目が移動することとなるが、防火設備定期検査に従来から規定されている防火扉以外の防火シャッター等の防火設備については、引き続き随閉のものが検査対象であるという認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>

(2) II. 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 240 号）の一部改正		
18.	防火設備定期検査における常閉防火扉に係る検査の対象を「各階の主要なものに限定することとするとのことだが、「各階の主要な」とはどのように定義されるのか。	常閉防火扉のうち、防火設備定期検査の対象となる「各階の主要な」ものとは、原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものを対象とします。なお、上記の事項については、今後技術的助言においてもお示しする予定です。
19.	今回、特定建築物定期調査から防火設備定期検査へ常閉防火扉に係る項目が移動するにあたり、現行の特定建築物定期調査においては全数調査となっている物品の放置の状況や固定の状況等について、防火設備定期検査に項目が移動した改正後は、作動の状況や運動エネルギーの検査と同様に対象が「各階の主要な」ものに限定されるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
(3) その他		
20.	常閉防火扉を防火設備定期検査の対象とするためには、防火設備定期検査の対象を定める建築基準法施行令第 16 条第 3 項第 2 号において「常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により～除く。」とする規定を改正する必要があるのではないか。	令第 16 条第 3 項第 2 号の規定は、防火設備定期検査の対象から除外するものについて、除外する理由の例示の一つとして「常時閉鎖をした状態にあること」をあげているにとどまり、当該規定をもって「常時閉鎖をした状態にある防火設備」全てを対象から除外するものではなく、除外する対象の詳細は国土交通大臣が定めるとしています。 本告示案においては、常時閉鎖又は作動をした状態にある防火設備のうち、各階の主要な常閉防火扉についてのみ、火災時における避難上の支障が生じる可能性等を勘案して、防火設備定

		<p>期検査の対象とする改正を行います。常時閉鎖又は作動をした状態にある防火設備については原則としては当該検査の対象外と整理されることに変更はなく、現時点では令第 16 条第 3 項第 2 号の規定を見直す必要はないと考えています。</p>
21.	<p>今回の改正に関する周知を進めるために、各特定行政庁における経過措置の設定を可能としていただきたい。</p>	<p>経過措置については、法令事項であるため、特定行政庁の裁量で設定することはできません。</p> <p>今後、今回の改正に関するチラシの公表や技術的助言の発出等により周知に努めてまいります。施行まで約半年の期間を確保していることを踏まえ、ご理解いただくとともに周知にご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
22.	<p>施行前（令和 7 年 6 月 30 日以前）に定期調査・検査等を実施する場合には、現行の調査結果表又は検査結果表を用いて特定行政庁に報告を行うという認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>